

まえがき——相続とは自らの生き方そのもの

あなたにとって、相続とはなんですか？

この質問について真剣に考えた経験がある、あるいは、本当の意味において明確な答えを持っているという人は少ないのではないのでしょうか。

広辞苑では、「①引き続き起こること。前に続けること。受けつぐこと。(中略)②先代にかわって戸主となること。跡目をつぐこと。③〔法〕死亡した人(被相続人)の財産に属した一切の権利義務を一定の親族(相続人)が包括的に承継すること」とされています。現在、一般的にいわれる「相続」は広辞苑でいう③の相続権を指すことが多い気がします。相続を財産分与ととらえて、節税や相続人の間での争いごとの解決に腐心する傾向が目立ちます。

実際、新聞や週刊誌などでは相続税対策の特集が頻繁に組まれ、人気俳優などを使った

信託銀行の相続相談のテレビCMも目につきます。これらの多くは、相続財産を有効に運用するためのコンサルティングのすすめです。

多くの方が欲する相続に関する情報は、「相続税の負担を軽減するにはなにをすべきか」「相続人の間で争い、すなわち『争族』を未然に回避するためにはどうすればよいか」ということに尽きるのかもしれませんが。

昨今の相続対策について、私が最も危惧することは、この点です。

多くの方々が相続の本来の意味を考えずに、手にする遺産を少しでも増やそう、遺産に対する自分の権利を守ろうと躍起になります。非常に事務的な冷めた感覚で相続手続きが始まり、節税対策をして税金を納め、「争族」をどうにか収めて遺産を分割したら、それでおしまい。もちろん、受け継いだ遺産を大切にするのは、相続人の基本的な立場ですし、私自身も、税理士・公認会計士という立場から、これまで相続人が少しでも損をすることのない方法をアドバイスしてきました。

しかし、もしも魂というものがあつたなら、亡くなった被相続人である父上なり母上は、そんな一連の騒動を見守って、幸せと感じるでしょうか。そこに親が子に伝えたかったで

あろう「心」を感じるでしょうか。

相続は、いま生きている相続人だけの問題と多くの人が考えています。しかし、いまあなたに受け継がれた財産は、あなたのご両親や親族だけでなく、祖父母がいて、曾祖父母がいて、その先代があり、その数を重ねていけば、何十万、何百万の先祖の命のつながりだということに改めて気づいてほしいと思います。もちろん、「父親が一代で築いたものを相続している」という方もいらっしゃるでしょう。しかし、それは金銭面のことだけで、先祖から受け継いだ命、それもまた、相続なのです。

あなたに与えられた資質や性格、環境や考え方、そして命——それらすべてが目に見えない相続であることを忘れている人が多すぎます。もちろん、その中には「負の遺産」もあるかもしれません。しかし、それもまた、無視できない相続です。

本書執筆の主な動機は、私が家庭裁判所（家裁）の家事調停委員として遺産分割や財産分与など数多くの案件に約20年関与したことも大きな要因のひとつです。加えて私自身が50年あまりにわたり、税理士・公認会計士としてその最前線で相続や財産分与などの相談

を受けたり税務申告をしてきた実体験に基づき、多くの問題が見えてきたことがあります。「相続」とはなにか、「相続」はどうすべきか・どうあるべきか、「相続」するモノとはなにか、「相続」は誰が・なにをするのか、遺言書があってもなぜ100%そのとおり「相続」されないのかなどなど、疑問が湧いてきて心に蓄積されていました。この世に生をうけたヒトは、まずそのことに感謝すべきではないだろうかとの思いがします。「相続」とは遺産分割のことであると単純化するのではなく、これを機に「相続」についてもろもろ考えていただければ幸いです。

本書はすぐに役立つ相続税対策のための本ではありません。

相続税対策については、それぞれの分野の専門家による多くの秀作・労作に敬意を表し、専門知識を活用したい方々のマニュアルはそちらに譲ることとして、本書では、この世に生をうけ、人として生きてきた結果、命脈尽きてそこに遺^{のこ}された遺産（単に目に見える財産のみに限定するのではなく）について、遺された者、あるいは旅立つ者が、どのような意識を持つべきなのかを改めて考えてみたいと思います。

「相続」は親族を失ったあとの一時期の問題ではなく、この世に生をうけたときから一生をかけて考え続けるべき問題です。大富豪も素封家も資産家も、いまは資産のない人も、相続税など無関係とと思っている人も、すべての老若男女が本書によって少しでも「相続」について心に留めていただければ、心豊かな社会が拓ひらかれるのではないかと期待しています。

正月恒例の箱根駅伝にたとえるなら、前走者から襷たすきを受け継ぎ、次の走者にいかにつないでゆくか。命の継承の中で与え、与えられた有形無形の財産をどうとらえ、大切にし、次の世代にバトンをつなげるか……。

「相続」とは、結局のところ生き方そのものではないかと思う次第です。